

立川市立第五小学校いじめ防止基本方針

令和5年7月1日改定

I いじめ防止基本方針の改定

立川市子どものいじめ防止条例の規定による立川市いじめ防止基本方針（第二次改定 令和5年4月27日）を参酌し、子どもたちを取り巻く環境や社会的情勢の変化を踏まえ、「立川市立第五小学校いじめ防止基本方針」を改定する。改定にあたっては、「いじめ防止対策基本法（平成25年法律第71号）」「生徒指導提要（文部科学省 令和4年12月）」及び「東京都いじめ防止対策推進条例（平成26年東京都条例第103号）」も参考にするものとする。

また、いじめの未然防止、早期発見、早期対応のためのマニュアルを定めるなど、学校としての組織的、計画的な取組を示すとともに、定期的にチェックリストによる振り返りを行うなど、常に見直しを図っていくものとする。

II いじめの定義

この基本方針において「いじめ」とは、子どもと一定の人間関係のある他の子どもが行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該行為の対象となった子どもが精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。

III いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた子どもの尊厳及び人権を脅かすとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、子どもの心に長く深い傷を残すものである。

いじめは絶対に許されない行為であり、全ての子どもは、いじめを行ってはならない。また、子どもといじめの関係は、いじめを「受ける」「行う」「はやしたてる」「傍観する」の4つの態様があり、いずれもあってはならない行為である。

IV いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、全ての子どもに関する問題であり、どの学校でも起こるという認識の下、市及び学校は、日常的にいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童・生徒の感じる被害性に着目し、指導を行う。

また、保護者、市民及び事業者等も、市条例の基本理念及び学校、家庭、関係機関の役割を認識し、市及び学校と連携して、いじめの防止に取り組むことが重要である。

1 市

(1) いじめに関する施策及び取組の検証を行う

いじめの実態把握及び施策等の実施状況を検証し、学校と一体となっていじめ防止に向けた取組の徹底と充実を図る。

(2) いじめ防止等に向けた取組を計画的かつ適切に行う

学校が行ういじめ防止等に向けた取組及び相談体制の充実を図るとともに、教員研修を通して、教員の指導力及び学校の組織力の向上を図る。

(3) いじめ防止等に向けた情報発信

子どもをいじめから守るために、社会全体で子どもを見守り、学校、保護者、市民及び事業者等にいじめの防止に向けた啓発等の情報発信を行う。

2 学校

(1) 子どもたち自身が、いじめを自分たちの問題として主体的に考え、話し合い、行動できるようにする。

子どもがいじめについて深く考え理解するために、特別の教科 道徳、学級活動、児童会活動における主体的な取組を通して、「いじめは絶対許されない」ことを子どもに自覚させ、行動するように促す。また、学級経営の充実を図り、学級等における集団の秩序を確立し、閉塞感をもたせないようにするなど、前向きかつ主体的に学ぶ集団づくりを進めるとともに、「観衆」としてはやしたてたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

(2) いじめから子どもを守る

いじめに関する情報やいじめの兆候を確実に受け止め、いじめられたと感じた子どもが安心して学校生活を送ることができるように、家庭との連携の下、組織的に守っていく。軽い言葉で相手を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においても、法が定義するいじめに該当するため、必ず学校として組織的に対応することが重要である。

(3) いじめ防止に向けた子どもの行動を支える

いじめに関する情報を教員や保護者等に伝えた子どもなど、いじめ防止に向けて勇気をもって行動した子どもを守るとともに、児童会活動・生徒会活動における子どもの主体的な取組を支援する。

(4) 校長がリーダーシップを発揮し、教職員が一丸となって取り組む

いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図るために、教職員にいじめを察知し、的確に指導できる力を身に付けさせるとともに、校長のリーダーシップの下、校内指導体制を確立して組織的な取組を迅速かつ適切に行い、いじめの解決を図る。

また、一人ひとりの教職員が、気が付いたすべての「いじめやいじめの疑いがある状況」の情報を学年や担当分掌、管理職と共有し、「学校いじめ対策委員会」を開くなど、事実確認の方策について協議し、役割分担を行い、事案の詳細を確認し、いじめであるかの判断をする体制を整える。

3 家庭

(1) 家庭でいじめを正しく認識する

保護者は、子どもがいじめを行うことのないよう、家庭で話し合い、子どもにいじめは許されない行為であることを十分に理解させるとともに、規範意識を養う指導に努める。

(2) 家庭と学校はパートナーである

子どもの健やかな成長を図る上で、学校と家庭の連携が重要である。学校と家庭の連絡、相談を密にし、協力していじめ防止等に取り組むことが大切である。

4 地域社会

(1) 社会全体で子どもを見守る

子どもをいじめから守るためには、市、学校、保護者、市民及び事業者等が連携し、社会全体で子どもを見守り、いじめを許さない、見逃さない社会をつくることが大切である。

そのために、保護者、市民及び事業者等は、子どもの登下校時の見守りや挨拶、地域の催し物の際の関わりなど、これまでも行われている地域の見守り活動や登下校時の安全確認、子どもたちへの挨拶や声かけを地域で連携して行うことにより、子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努める。

(2) いじめを発見したら、迷わず通報する

保護者、市民及び事業者等は、いじめを発見した場合は、市、学校又は関係機関等に速やかに連絡、相談するなど、学校等が行ういじめの防止等の取組に協力するよう努める。

V 組織等の設置

(1) いじめ防止等に係る校内組織

学校におけるいじめ防止等に関する措置を実効的に行うための組織「いじめ防止対策委員会」を置く。組織の構成員は、校長を責任者とし、生活指導主任、校長が指名した各学年の教員及びその他関係者を構成員とし、定期的に会議を開催するものとする。

(2) 重大事態が発生した場合の校内組織（※）

重大事態が発生した場合には、学校は、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査組織を設置する。調査組織の構成員は、校長を責任者とし、副校長、主幹教諭等、市教育委員会指導主事及び教育相談員、その他市又は校長が指名した者とする。

VI いじめの防止等に関する取組

学校は、市教育委員会と連携して、「未然防止」「早期発見」「早期対応」「重大事態への対処」の4つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を検討し講じていくとともに、「立川市立第五小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付ける。

(1) 未然防止

いじめを生まない、許さない学校づくり

- ① 子どもが安心して生活できる学級・学校風土の創出
- ② 教職員の意識向上と組織的対応の徹底
- ③ いじめを許さない指導の充実
- ④ 子どもが主体的に行動しようとする意識や態度の醸成
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等との共通理解の形成

(2) 早期発見

いじめを初期段階で「見える化」できる学校づくり

- ① 「いじめの定義」の正しい理解に基づく確実な認知
- ② 子どもの様子から初期段階のいじめを素早く察知
- ③ 全ての教職員による子どもの状況把握
- ④ 子どもからの訴えを確実に受け止める体制の構築
- ⑤ 保護者、地域、関係機関等からの情報収集や通報

(3) 早期対応

いじめを解消し、安心して生活できるようにする学校づくり

- ① 「学校いじめ対策委員会」を核とした対応の徹底
- ② 被害の子どもが感じる心身の苦痛の程度に応じた対応
- ③ 加害の子どもの行為の重大性の程度に応じた指導
- ④ 重大事態にならないようするための対応
- ⑤ 立川市教育委員会への報告及び立川市教育委員会による支援

(4) 重大事態への対処

問題を明らかにし、いじめを繰り返さない学校づくり

- ① 被害の子どもの安全確保、不安解消のため支援
- ② 加害の子どもへの更生に向けた指導及び支援
- ③ 他の保護者、地域、関係機関等との連携による問題解決
- ④ いじめ防止対策基本法に基づく調査の実施と結果報告

(5) いじめ解消の確認

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめの加害児童及びその保護者がいじめの事実を認め、学校が、学校又は第三者同席の上での被害児童及びその保護者に対する謝罪の場を設けるなど、加害児童の心からの謝罪を引き出すことが肝要である。なお、いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があり、解消の判断は校長が行う。

- ・いじめに係る行為が、少なくとも三か月以上止んでいる。

いじめ被害が重大である場合などは、より長期間、いじめに係る行為が止んでいる状態を確認する必要がある。また、この期間は、加害及び被害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。いじめに係る行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・いじめの被害児童・生徒が心身の苦痛を感じていない。

被害児童・生徒及びその保護者が、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。また、学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで、被害児童への支援を継続するため、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

なお、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性があり得ることを踏まえ、いじめの加害児童及び被害児童について、保護者や関係機関と綿密な連携を図り、心の問題の解消がなされるよう、日常的に注意深く観察、指導する。

Ⅶ その他

いじめ問題への対応に当たっては、市条例第16条の規定により、いじめに関する通報及び相談、いじめへの対応等に関係した市、学校、保護者、市民及び事業者等の関係者は守秘義務を負い、当該事案について知り得た個人情報の保護及び取り扱いに万全を期さなければならない。

(※) 重大事態（いじめ防止対策推進法 第28条）

- 1 「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（自殺を企図した場合・身体に重大な障害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合など）。」
- 2 「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ、年間30日を目途とする）。」